

経済産業省

20230801保局第4号

主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程

主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）の一部を改正する規程
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場等について行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(直接統括する事業場の電気主任技術者の選任)</p> <p>(1) 発電所、蓄電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧170,000ボルト未満で連系等をするものへの電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、被統括事業場について、その数が7以上（発電所又は蓄電所と同一設置者が設置する送電線路又は変電所を介して電力系統に接続し、これらの電気工作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができる。このうち、風力発電所については、複数の発電機を一体として運用する発電所は1とみなすことができる。）となる場合は、保安全管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 被統括事業場は、次に掲げる要件の全てに該当する場合を除き、統括事業場から2時間以内に到達できるところにある<u>こと。ただし、被統括事業場の設備が、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第2項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備」という。）である場合は、当該設備に接続されており、陸上に設置されている電</u></p> | <p>3. (同左)</p> <p>(直接統括する事業場の電気主任技術者の選任)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 被統括事業場は、次に掲げる要件の全てに該当する場合を除き、統括事業場から2時間以内に到達できるところにある<u>こと。</u></p> |

路を遮断する装置まで2時間以内に到達できるところにあること。

イ (略)

ロ 担当技術者が常時勤務する事務所（以下この③において「担当技術者駐在所」という。）は、被統括事業場（被統括事業場の設備が、海洋再生可能エネルギー発電設備である場合は、当該設備に接続されており、陸上に設置されている電路を遮断する装置）に2時間以内に到達できるところにあること。

ハ～ト (略)

④・⑤ (略)

(2) (略)

イ (略)

ロ 担当技術者が常時勤務する事務所（以下この③において「担当技術者駐在所」という。）は、被統括事業場に2時間以内に到達できるところにあること。

ハ～ト (略)

④・⑤ (略)

(2) (略)

4. 規則第5 2条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1)～(6) (略)

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(7) 規則第5 3条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

① (略)

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

なお、告示第4条第4号に規定する太陽電池発電所（告示第4条第4号の2及び第4号の3に規定する受変電設備を除く。以下②において同じ。）又は告示第4条第8号ロに規定する需要設備に係る月次点検については、電気管理技術者等が当該設備の設置場所（以下「現地」という。）と異なる場所（以下「遠隔地」という。）から適確に行える場合にあつては、現地又は遠隔地のいずれかで行うことができるものとする。このうち、告示第4条第8号ロに規定する需要設備にあつては、遠隔地から適確に点検を実施できるよう措置した需要設備として別紙に定める要件を満たすものであることとし、3月に1回以上を現地で行わなければならない。また、遠隔地で点検を実施

4. (同左)

(1)～(6) (略)

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(7) (同左)

① (略)

② (同左)

する場合にあっては、その旨を保安規程に規定すること。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、電気工作物の異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。その際、告示第4条第8号ロに規定する需要設備に係る問診を遠隔地で行う場合にあつては、設置者又はその従事者は、原則として現地にて問診を受けるものとする。

③～⑥ (略)

(8) (略)

(9) 規則第53条第2項第6号の「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。ただし、当該事業場の設備が、海洋再生可能エネルギー発電設備である場合は、当該設備に接続されており、陸上に設置されている電路を遮断する装置まで2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(10) 申請に係る自家用電気工作物が離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島(以下「奄美群島」という。)、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村(以下「振興山村」という。)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域(以下「小笠原諸島」という。)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(以下「離島」という。)又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(11) (略)

イ・ロ (略)

ハ イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。その際、告示第4条第8号ロに規定する需要設備に係る問診を遠隔地で行う場合にあつては、設置者又はその従事者は、原則として現地にて問診を受けるものとする。

③～⑥ (略)

(8) (略)

(9) 規則第53条第2項第6号の「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(10) 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(以下「離島」という。)に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(11) (略)

| | |
|--|---|
| <p>5. 規則第5 2条第3項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)</p> <p>(5) 規則第5 3条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 上記②イの点検のほか、設置者及びその従事者に、<u>電気工作物の異常</u>等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、ダム水路管理技術者等としての観点から点検を行う。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)</p> <p>(8) 申請に係る自家用電気工作物が<u>離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、離島又は過疎地域</u>に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。</p> | <p>5. (同左)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>① (略)</p> <p>② (同左)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 上記②イの点検のほか、設置者及びその従事者に、<u>日常巡視等</u>において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、ダム水路管理技術者等としての観点から点検を行う。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)</p> <p>(8) 申請に係る自家用電気工作物が<u>過疎地域、離島振興対策実施地域又は離島</u>に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。</p> |
| <p>6. 規則第5 2条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) 電気主任技術者に係る規則第5 2条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、兼任させようとする事業場等の最大電力が2, 0 0 0キロワット以上(ただし、太陽電池発電所又は蓄電所については出力5, 0 0 0キロワット以上。太陽電池発電所以外の発電所については出力2, 0 0 0キロワット以上。)となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、<u>保安管理業務</u>の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。</p> | <p>6. (同左)</p> <p>(1) 電気主任技術者に係る規則第5 2条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、兼任させようとする事業場等の最大電力が2, 0 0 0キロワット以上(ただし、太陽電池発電所又は蓄電所については出力5, 0 0 0キロワット以上。太陽電池発電所以外の発電所については出力2, 0 0 0キロワット以上。)となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、<u>保安業務</u>の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。</p> |

①～③ (略)

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場等は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。
ただし、当該事業場の設備が、海洋再生可能エネルギー発電設備である場合は、当該設備に接続されており、陸上に設置されている電路を遮断する装置まで2時間以内に到達できるところにあること。

ロ (略)

⑤ (略)

⑥ 兼任させようとする事業場等が離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、離島又は過疎地域に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする水力発電所のダムの基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上となる場合又は兼任させようとする事業場等が6以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①～④ (略)

⑤ 兼任させようとする事業場等が離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、離島又は過疎地域に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(3) ・ (4) (略)

①～③ (略)

④ (同左)

イ 兼任させようとする事業場等は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ (略)

⑤ (略)

(新設)

(2) (同左)

①～④ (略)

(新設)

(3) ・ (4) (略)